

**「佐倉市立児童センターにおける指定管理者の管理に係る管理の基準及び業務範囲等の制定」
に寄せられた意見と市の考え方について**

(1) 意見募集結果

意見募集期間	平成25年1月7日 から 平成25年1月21日まで	
意見募集結果	意見提出者数	3人
	意見数	3件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの	0件
	原案のとおりとしたもの	3件

(2) 意見の内容と市の対応

No.	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
1	<p>広く意見を募集しながら、「賛否を問うものではありません」というのは明らかに矛盾しています。パブリックコメントを形式的に実施したという言い訳づくりに過ぎないのではないかと。むしろ、ガイドラインづくりこそ幅広く意見聴取をすべきであると考えます。「佐倉の子育てを考える会」として直接市長に申し入れをしても断られるのはこうした反対意見は受け付けないという姿勢のあらわれではないかと。</p> <p>質の向上をいいながら、一度民間委託されると、その期間更新の度に価格が落ち、そこで働く労働者（インストラクター）の賃金は下落するのは目に見えています。</p> <p>子育ては「人」であることから、職務に見合う適正賃金を保障するための「公契約条例」にいまこそ踏み出すことを求めます。</p>	<p>今回のパブリックコメントは、指定管理者の管理の基準や業務範囲等の制定について、具体的な意見の収集を目的として行っているものです。</p> <p>現在策定中の「児童センター・学童保育所への指定管理者制度導入のためのガイドライン」については、昨年11月に「佐倉市児童センター・学童保育所運営基準（案）」と併せ、その案を学童保育所を利用されている全保護者に配布し、広く意見を求めております。</p> <p>指定管理者の指定は、価格競争により発注する契約と異なりますので、総務省の「指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう留意すること」という通知に基づいて、事業者を選定してまいります。</p> <p>（ご意見に施設の名称が明記されていませんでしたので、「児童センターにおける指定管理者の管理に係る管理の基準及び業務範囲等の制定」に寄せられた意見において、市の考え方を示しました。）</p>	無
2	<p>指定管理者制度は民営化に移行することです。他市、他県にもみられるように保育の質が担保される保証がなく、指定管理者によって内容の格差や質の差別化を生み出す危険性をはらんでいます。そして民営化における弊害や事故も起きています。私は児童センターと学童保育所の指定管理者制度に反対いたします。</p>	<p>指定管理者は、児童センター・学童保育所運営基準（平成25年4月施行予定）を遵守して運営いたします。この運営基準には、児童センター・学童保育所の役割を明記し、提供するサービス水準に格差が生じることのないよう業務等の基準を示しておりますので、一定のサービス水準が確保されるものと考えております。</p> <p>（「児童センターと学童保育所の指定管理者制度導入について」という件名でご意見をいただきましたので、「児童センターにおける指定管理者の管理に係る管理の基準及び業務範囲等の制定」に寄せられた意見において、市の考え方を示しました。）</p>	無
3	<p>指定管理者制度は民営化することです。他市や他県に見られるように保育の質が担保される保証がありません。又、指定管</p>	<p>NO.2をご参照ください。</p> <p>（「児童センターと学童保育所の指定管理者制度導入について」という件名でご意見をいただきましたので、「児童センターにおける指定管理者の管理に係る管理の基準及び業務範囲</p>	無

<p>理者によって内容の格差や質の差別化を生み出す危険性を持っています。そして、民営化における弊害や事故も起きています。(賞味期限切れのおやつを出したところもあると聞いています。)私は児童センターと学童保育所の指定管理者制度に反対します。</p>	<p>等の制定」に寄せられた意見において、市の考え方を示しました。)</p>	
---	--	--